

# 事業継続計画 基本計画書 (新型インフルエンザ版)

改定経歴表

(規程類名称)

(整理番号)

(主管)

BCP 基本計画書 (新型インフルエンザ版)

-

制定・改定・ 廃止の年月日	目的	主要事項
2010年 5月12日	制定	基本計画書を新規制定
2011年 7月20日	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H1N1型対応モデル (添付資料) を中病原性用モデルに改定</li> <li>・ BCPの維持管理をIPF (情報プラットフォーム) を活用した方法に変更</li> <li>・ 石油連盟BCPモデルの改定に伴ない石油業界の連携部分を修正。</li> </ul>
2014年 5月26日	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府新型インフル特別措置法施行 (2013年4月) に伴い該当部分を修正</li> <li>・ 政府行動計画、ガイドライン公表 (2013年6月) に伴い該当部分を修正</li> <li>・ 対策本部組織変更の反映</li> </ul>
2016年 12月16日	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定接種登録に関わる内容の反映</li> <li>・ 継続業務推進要員の見直し</li> <li>・ 海外発生時の対策班設営</li> <li>・ 対策本部組織変更の反映</li> </ul>
2021年 1月15日	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象疾病範囲の拡大 (中病原性)</li> <li>・ 緊急事態宣言発動時の対応</li> <li>・ 小康期における対策</li> <li>・ 海外の行動計画策定対象事業所の拡大</li> <li>・ 組織/インフラ変更等の反映</li> </ul>
2021年 9月3日	改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織変更等の反映</li> <li>・ ワクチン職域接種の追記</li> </ul>

第1章 総論	P. 4
第1節 B C P策定の目的	P. 4
第2節 本B C Pの対象	P. 4
1. 対象とする疾病	P. 4
2. 本B C Pの適用範囲	P. 5
第3節 本B C Pの前提と被害想定	P. 5
1. 感染の進行段階区分	P. 5
2. 被害想定	P. 7
3. B C Pにおける基本的な考え方	P. 7
第4節 優先事業活動	P. 8
第5節 B C P文書の構成と維持	P. 8
1. B C P文書の構成	P. 8
2. B C P文書の維持管理	P. 9
第2章 各論	P. 10
第1節 危機管理体制	P. 10
1. 平時の体制	P. 10
2. 有事の体制	P. 10
第2節 感染進行段階別の行動計画～全社共通～	P. 12
1. 未発生期（前段階）	P. 12
2. 海外発生期（第1段階）	P. 14
3. 国内発生早期（第2段階）	P. 14
4. 国内感染期（第3段階）	P. 16
5. 小康期（第4段階）	P. 17
第3節 部門別行動計画書	P. 18
1. 製造技術班における対策	P. 18
2. 燃料油班における対策	P. 18
3. 潤滑油班における対策	P. 19
4. 化学班における対応	P. 19
5. 間接支援部門における対策	P. 19
6. R M事務局における対策	P. 21
第4節 訓練の実施	P. 22
付則	P. 23

# 事業継続計画 基本計画書 (新型インフルエンザ版)

## 第1章 総論

### 第1節 BCP策定の目的

当社は、事業継続計画（Business Continuity Plan：以下「本BCP」と言います。）を策定し、経営ビジョンのもと、新型インフルエンザ等の世界的大流行（パンデミック）時においても、

- (1) 全ての人の生命を最優先するとともに、
- (2) 事業活動への影響を最小限に止め社会機能の維持に貢献し、企業としての社会的使命を果たすべく、全社を挙げてその実施及び維持管理に取り組んでいきます。

### 第2節 本BCPの対象

#### 1. 対象とする疾病

本BCPにおいては、致死率や重症化率が高く、社会への深刻な影響が想定される感染力の強い感染症（新型インフルエンザ等）を対象とします。具体的には、米国保健社会福祉省が所管する疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention：以下「CDC」と言います。）が定めた下表「パンデミック・シビアリティ・インデックス」の『カテゴリー4または5』の病原性を想定しています。

【Pandemic Severity Index (CDC)】

	Pandemic Severity Index				
	Category1	Category2	Category3	Category4	Category5
総人口感染率 (%)	20～40	20～40	20～40	20～40	20～40
罹患者致死率 (%)	<0.1	0.1- <0.5	0.5- <1.0	1.0- <2.0	2.0 ≤
過去のインフルエンザ	季節性インフル (H1N1)2009	1957アジア風邪 1968香港風邪	None	None	1918スペイン風邪

また、中病原性（毒性が中等度の感染症：CDCの分類における「カテゴリー2または3」）感染症についても世界的なパンデミックの結果、毒性、感染力の変異、によって強毒性となる可能性があります。従って、本BCPに定める各種対策を柔軟に実行できるように、中病原の感染症対策も本BCPの対象とすると共に、中病原性の感染症として特記すべき対策事項を「別添1 中病原性感染症対応ガイドライン」として定める。

【新型インフルエンザの健康被害】

通称(ウイルス型)	流行年	世界人口 (億人)	死亡者数
スペインかぜ(H1N1)	1918	18	4,000万人～10,000万人
アジアかぜ(H2N2)	1957	28.5	200万人～400万人
香港かぜ(H3N2)	1968	35	100万人～200万人

【日本における新型インフルエンザの被害想定】

推定機関	推定感染死亡者数	備考
厚生労働省(2005)	17万人～64万人※	※国民の25%が感染しスペイン風邪並みの感染死亡率2%を想定。ただしH5N1型鳥インフルエンザの感染死亡率は60%以上
米国CDC(2006)	78万人以上	
豪州国立大ロウイー研究所(2006)	210万人以上	

## 2. 本 BCP の適用範囲

- (1) 本 BCP は、出光興産(株)の国内及び海外事業を対象と定めます。
- (2) 海外事業所及び国内・海外の主要関係会社・一般関係会社(関係会社規程別表1「関係会社一覧表」に定める子会社)は、本 B C P を踏まえて自社版の B C P を作成し、パンデミック時に際しても、適切に対応できるようにします。

## 第3節 本 BCP の前提と被害想定

### 1. 感染の進行段階区分

本 BCP において、国内においては政府がガイドラインに定める感染進行段階区分に基づいて各種対策を定めます。海外においては WHO (World Health Organization)、現地当局、日本国政府の対応を参考に、総合的に判断し、各種対策を定めます。

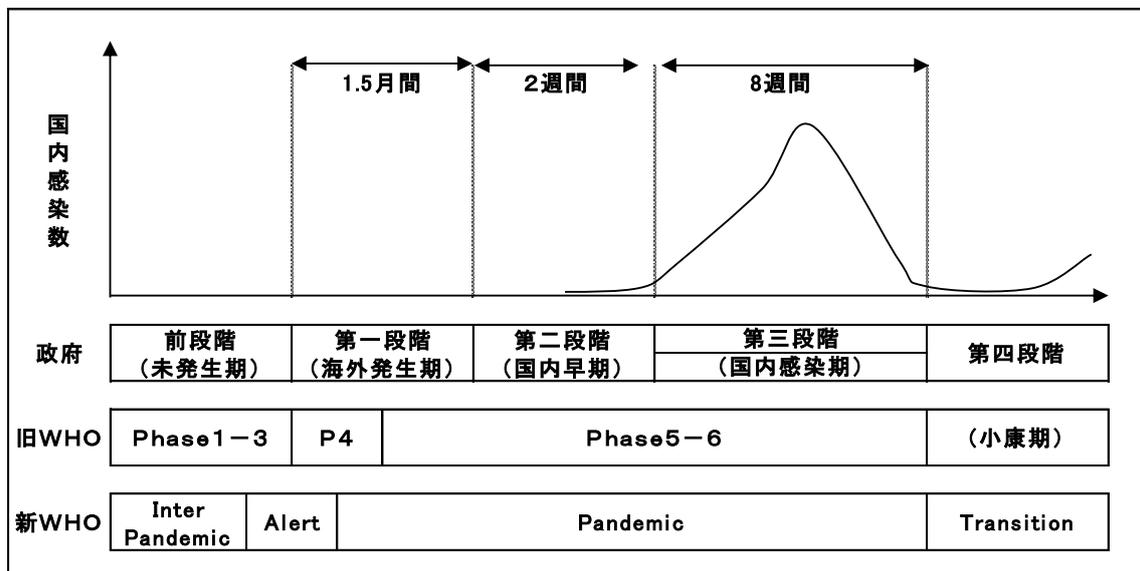
【政府による発生段階区分】

発生段階	状態
前段階(未発生期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第一段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第二段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
第三段階(国内感染期)	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第四段階(小康期)	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準に留まっている状態

【WHOによる発生段階区分（参考）】

新基準	旧基準	段階定義
Inter Pandemic	フェーズ1	動物の間で流行しているインフルエンザウイルスの人への感染が報告されていない状態。
	フェーズ2	家畜や野生動物の間で流行しているインフルエンザウイルスが人間に感染したことが確認され、パンデミックの潜在的な脅威であるとみなされた状態。
	フェーズ3	動物の、あるいは動物から人間へ感染するインフルエンザ遺伝子再集合体ウイルスが、散發的な、あるいは小規模な集団での人への感染を引き起こしているが、コミュニティレベルでの流行を持続するほどの人から人への感染は引き起こしていない状態。
Alert		
Pandemic	フェーズ4	動物の、あるいは動物から人間へ感染するインフルエンザ遺伝子再集合体ウイルスが、コミュニティレベルでのパンデミックを引き起こすことができるほどの人から人への感染力を得たことが確認された状態。
	フェーズ5	同一のウイルスが、WHOが定める地域区分の同一地域にある2カ国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている状態。
	フェーズ6	フェーズ5で定義された基準に加えて、同一のウイルスがWHOが定める地域区分の異なる地域の少なくとも1カ国以上で、コミュニティレベルの流行を持続させている状態。
	ポストピーク期間	十分なサーベイランスができる国のほとんどで、新型インフルエンザ等の活動がピークレベルより低下した状態。しかし、その可能性に応じて各国は第二波に備える必要がある。
Transition	ポストパンデミック期間	新型インフルエンザ等の活動が季節性インフルエンザと同等のレベルに戻った状態。

【WHOと政府の発生段階区分の対応】



## 2. 被害想定

- (1) 国内における被害想定的前提は、致死率や重症化率が高く、感染力の強い新型インフルエンザを想定して策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成25年6月改定）」に基づき以下の通りとします。

### 【国内被害想定】

欠勤率	: 25%（ピーク時は40%）※a
欠勤期間	: 感染者は10日間、濃厚接触者は5～7日間 → 全社の欠勤期間は2か月間継続する。
その他	: 電気、ガス、水道等は平常通り

※ a 在宅勤務者の中にも欠勤者が発生する前提として考える

- (2) このような被害想定が実際に発生した場合、欠勤者の増加により重大な機能低下をまねき、ひいては事業活動の停止につながる恐れがあります。また社外においても、関係会社や協力会社における欠勤者の増加によりサプライチェーンの維持が困難となり、石油製品の流通に支障が生じることも懸念されます。

## 3. BCPにおける基本的な考え方

上記被害想定を踏まえ、本BCPにおいては以下の観点から有効な対策を検討し、国内感染期の石油製品の供給維持に努めます。

- (1) 第1段階（海外発生期）
- ・ 該当国への渡航規制により、従業員及びその家族の感染を未然に防止する。
  - ・ 発生国及び近隣国に所在する事業所の従業員（含ナショナルスタッフ）及びその家族への感染防止、感染拡大防止策を推進する。
- (2) 第2段階（国内発生早期）
- ・ 感染予防策、感染拡大防止策の推進により感染者が発生しないように努める。
- (3) 第3段階（国内感染期）
- ・ 感染予防策、感染拡大防止策の推進と合わせ、必要に応じ欠員対策を実施、操業の維持に努める。
  - ・ 操業停止等による供給減少に際しては、在庫対応で需給バランスを補完する。  
また、状況によっては政府が指定する公共機関などへの優先供給を実施する。
  - ・ 加盟企業間、協力会社間で適宜相互支援を行い、サプライチェーンの維持に努める。
- (4) 第4段階（小康期）
- ・ 国内感染期への再突入に備える時期と位置付ける。

- ・感染予防策、感染拡大防止策を継続し、感染者が発生しないように努める。

#### 第4節 優先事業活動

本 BCP においては、石油製品※ b の供給に関わる業務、即ち製造、需給・物流、販売各部門における関係業務（以下、「優先事業活動」といいます。）及びこれ等の業務遂行に要する間接部門（総務・経理財務・人事・システム）の支援業務（以下「間接支援業務」といいます。）を対象とし、以下に関する基本的な考え方を記載し、具体的な対策に繋がります。 ※ b 石油製品とは、燃料油、潤滑油、石油化学製品を意味します。

##### 【製造技術部門】

製油所・事業所において別途講じる感染予防策、感染拡大防止策、欠員対策、在庫対応を可能とする生産計画の変更方法。操業停止・再開の目安、精製子会社との連携など

##### 【石油製品需給・販売部門】

国内感染期における優先供給先、他社との相互支援体制、石油製品供給に関わる関係会社・協力会社等のサプライチェーン構成員と組織的・有機的に行動するために必要な対策

##### 【間接支援部門】

上記優先業務を継続する上で必要な業務・対策

#### 第5節 BCP文書の構成と維持

##### 1. BCP文書の構成

BCP文書は以下の3つにより構成され、その文書全体を「事業継続計画書」と呼びます。

##### (1)「基本計画書」

BCPにおける基本的な考え方や共通の取り決めなど、具体的な計画の上位方針となる事項、即ちBCPの目的・方針、推進体制、想定シナリオ、優先事業活動の範囲、各部室に共通する感染予防策、感染拡大防止策、指示命令システムなどを記載した文書。

##### (2)「部門別行動計画書」

基本計画書を踏まえて作成された各部門・部室における具体的な行動計画や推進具体策などを記載した文書。

##### (3)「参考資料」

部門別マニュアルや手順書、検討の経緯や分析結果など「基本計画書」や「部門別行動計画書」を補足する文書。

## 【BCP文書（新型インフルエンザ版）】

基本計画書		
部門別行動計画書		
海外	国内	
海外事業所別 行動計画	優先事業 活動部門	間接支 援部門
参考資料		

### 2. BCP文書の維持管理

- (1) BCPは見直しの都度、改定経歴表に改定内容を記載し、承認後社内ネットワーク内の「BOX」に最新版を常時登録しておきます。なお、「基本計画書」は、全ての従業員が参照できるよう「情報ポータル 全社掲示板」に掲載します。
- (2) BCPの見直しにあたっては、対策や事前準備の進捗状況や教育・訓練の実施状況等を踏まえ、PDCA サイクルを回すことにより、計画の実効性向上に繋がっていきます。
- (3) 見直し内容はリスクマネジメント委員会（以下「RM 委員会」といいます。）で内容を確認します。

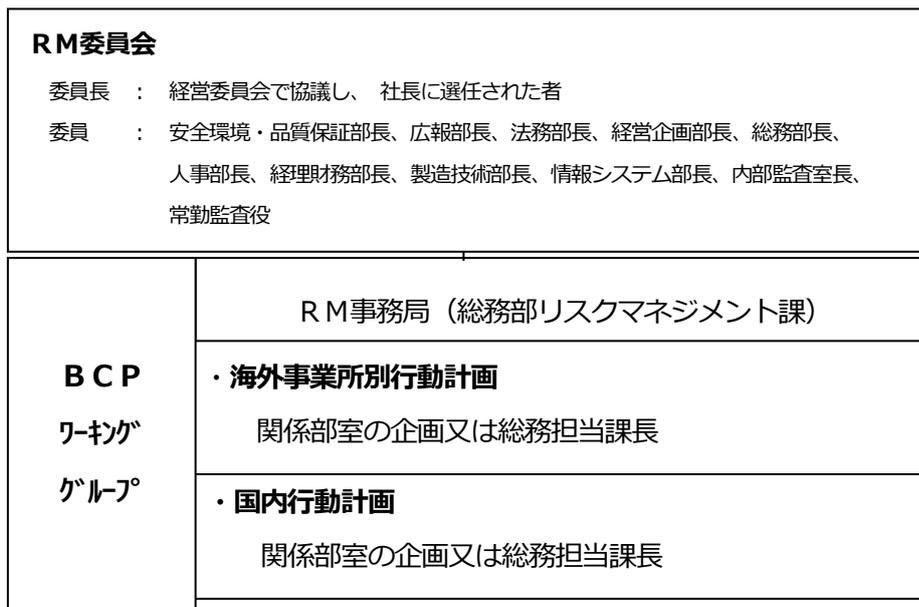
## 第2章 各論

### 第1節 危機管理体制

#### 1. 平時の体制

RM 委員会の下に、同委員会事務局（以下、「RM 事務局」と言います。）と第1章第4節で定める優先事業活動部門及び間接支援部門でワーキンググループ（以下、「BCP・WG」と言います。）を編成し、新型インフルエンザ等対策の立案・維持管理を行います。

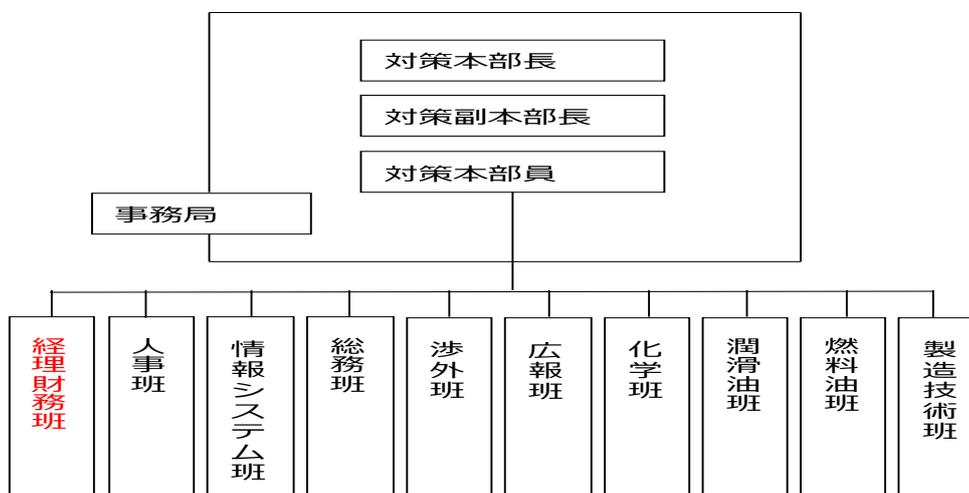
#### 【平時の推進体制】



#### 2. 有事の体制

(1) 新型インフルエンザ等の国内感染が拡大し、政府が対策本部の設置を宣言する事が確実になった時点で、「危機発生時の対応規程」の定めに基づき、本社3号対策本部を設置します。その際の体制は下図のとおりとします。

#### 【本社対策本部 体制図】



(2) 本社対策本部並びに各班の責任者及びその役割は、下図のとおりとします。

**【本社対策本部・構成員の役割】**

対策本部長（社長）	本社対策本部を指揮・統括する。
対策副本部長（総務担当執行役員）	対策本部長を補佐し、不在時に代行する。
事務局（総務部）	情報収集・管理、本社対策本部会議の召集

班名（班長）	主な役割
製造技術班（製造技術部長）	製油所・事業所の操業継続等
燃料油班（流通業務部長）	燃料油の安定供給確保・需給調整等
潤滑油班（潤滑油一部長）	潤滑油の安定供給確保・需給調整等
化学班（ <b>基礎化学品部長</b> ）	石化製品の安定供給確保・需給調整等
広報班（広報部長）	情報の一元管理、マスコミ対応、HP掲載、社内広報等
渉外班 ( <b>安全環境・品質保証部長</b> )	経済産業省、石連への報告、情報収集、折衝・連絡等
総務班（総務部長）	帰国者の受入れ、庶務等
情報システム班（情報システム部長）	在宅勤務システム等、業務継続に必要なシステムの運用・維持管理
人事班（人事部長）	従業員の処遇、給与・手当支払、産業医窓口
<b>経理財務班（経理財務部長）</b>	資金業務の継続等

※各班（ ）内は班長。

(3) 本社対策本部内での連絡会を「本社対策本部会議」といい、その構成員は本部長、副本部長、本部長、本部長（役員及び班長）及び事務局員とします。

(4) 本社対策本部長、各班長等が不在の場合は、その次の職位者が代行します。

(5) 各対策班の業務を遂行する人員を「継続業務推進要員」といいます。

各対策班は、「在宅勤務体制」※cに移行後、石油製品の供給に携わる業務を継続する上で不可欠な人員として「人数」「スキル」「資格」等の要件を加味し、「継続業務推進要員」を選定し、RM事務局に報告します。

選定においては、「要出社要員※d」とその「代替要員※e」を最大2名まで選定します。業務の一部を外部事業者（協力会社）が担っている場合は、外部事業者（協力会社）も同様に「要出社要員」と「代替要員」を定めます。

※c 在宅勤務体制 : 自宅で業務に従事する勤務体制。

※d 要出社要員 : 在宅で遂行不可能な業務を出社して遂行する要員

※e 代替要員

「要出社要員」が万が一罹患した場合の代替要員。

各事業所は、代替要員の業務遂行範囲を拡大する為に、計画的な職務替えやクロストレーニングを行い、単独で人員確保できるようにします。単独での確保が困難な場合は、人事部等に照会を行い、予め候補者をリスト化します。

## 第2節 感染進行段階別の行動～全社共通～

### 1. 未発生期 【前段階】

#### (1) 基礎知識の習得

- ① 各種セミナーの受講
- ② 「新型インフルエンザハンドブック」（和文・英文）の熟読
- ③ 新型インフルエンザ対策訓練への参加

必要に応じ、以下のとおり構成された訓練に参加します。

- ・ リモートによるBCP机上・意思決定訓練
- ・ 在宅勤務システム訓練
- ・ 安否確認訓練（罹患状況・出社可否状況報告）
- ・ 感染者対応訓練（防護服着用、幫助、消毒作業など）

#### ④ BOXによる情報共有

#### ⑤ E-ラーニングの受講

#### (2) 国内感染期【第3段階】以降の業務体制整備

##### ① 継続業務推進要員の指名

各対策班を構成する事業所は、本章「第1節・2.有事の体制・(5)」に定める「継続業務推進要員」要員を指名し、管掌する「対策班」が、RM事務局に対しその人員数を報告します。

## ② 特定接種制度※fへの登録

同制度への登録は、製造技術班及び燃料油班の「要出社要員」とその「代替要員」を対象としてRM事務局が行います※g。登録対象者が所属する事業所は、予め該当する人員に対し登録の事実を周知し、その対象人数をRM事務局及び、人事班に報告します。

※f 有事において、内閣府が定めた重要インフラ業者（国民生活・経済に安定をもたらす業種）に対し、新型インフルエンザワクチンを国民に優先し接種する制度。加入対象となる業務は、「石油・鉱物卸売業」「石油製品・石炭製品製造業」に限られ、当社の継続業務体制においては「燃料油班」「製造技術班」のみ該当する。

※g 接種を行う医療機関が決定するまでは仮登録とし、決定以降は変更登録を行い、国内感染期におけるワクチン受領に備えます。

## (3) 防疫用品の備蓄

各事業所は、必要に応じ、以下にあげる防疫用品の備蓄場所、使用方法や留意事項を予め確認をしておきます。

- ① 手洗い石鹸、うがい薬、消毒薬
- ② 感染者対応班（帮助・搬送・消毒作業）用の防護服、ゴーグル、手袋
- ③ 勤務時間用マスク

受付や警備員など不特定多数の人と接触する業務への従事者及び来客応対時に着用し備えます。

## (4) 在宅勤務システム登録状況の把握と管理

在宅勤務システムを使用している事業所は、現在の登録状況を把握し、変更が生じた場合は情報システム部に連絡し登録状況を管理します。

## (5) 家庭における対策

新型インフルエンザ対策においては、家庭における対策も非常に重要となります。家庭における以下の対策を実施します。

- ① 「鳥・新型インフルエンザハンドブック（家庭版）」（別添2）の熟読
- ② 一般の季節性インフルエンザワクチンの接種
- ③ 会社の緊急連絡網の自宅への備え付け
- ④ 最寄りの保健所の所在地・電話番号の事前確認など

## 2. 海外発生期 【第1段階】

### (1) 渡航規制

外務省の海外危険情報や現地からの報告等で海外における著しい感染情報が確認された場合、RM事務局の発信に基づき、直ちに当該国や感染地域への出張や個人旅行(家族も含む)の規制に従います。

### (2) 海外事業所における対策

海外事業所員は、各海外事業所策定の行動計画及び、「海外事業所行動計画(共通版)」の記載事項に従い、現地の発生段階に順じ行動します。

### (3) 対策本部の設置

- ① 海外事業所所在地でヒト間感染が確認された場合(海外現地での発生初期前後)、各海外事業所は現地対策本部を、本社主管部室は本社2号対策本部の設置をそれぞれ検討します。
- ② RM事務局は、WHOが「Pandemic」を宣言するか、政府対策本部の設置宣言が確実となった時点で、「危機発生時の対応規程」に沿って本社3号対策本部設置の要否を総務部長よりRM委員長に進言し、RM委員長は社長に判断を仰ぎます。

### (4) 事業継続、帰国・残留方針の決定

#### ① 駐在員帯同家族及び、ハイリスク者(別添3)の帰国判断

ヒト間感染が確認された段階(海外現地での発生初期前後)において、現地対策本部、本社2号対策本部、RM事務局(本社3号対策本部)が協議の上検討します。出国・帰国が決まった場合は、主管部室及び総務班が連携し、受入を手配します。

#### ② 現地駐在員の帰国判断

現地でのヒト間感染が進行し、現地事業継続判断、駐在員の帰国・籠城を判断する場合は、現地対策本部と本社2号対策本部、RM事務局(本社3号対策本部)が、現地政府及び日本政府の動向を踏まえ、要否を決定します。

出国・帰国が可能な場合は、日本政府によって強制停留された場合に備え、主管部室及び総務班が連携し、帰国前に予め本社主管部室と日程・連絡先を共有化しておきます。なお、強制停留措置が為されない場合は、主管部室及び総務班が連携し、受入を手配します。

### (5) 国内発生早期における対策の準備

感染症の特性(潜伏・発症期間等)から、空港等の水際対策が有効に働かない懸念がある場合は、RM事務局の指示のもと、国内発生早期の対策実行に備え準備を進めるものとしします。

## 3. 国内発生早期 【第2段階】

各事業所は、RM事務局の指示に従い、以下の感染防止策に従業員に徹底します。但し、感

染確認地域及び近隣地域に事業所があり感染のリスクが高い場合には、RM事務局は、「危機発生時の対応規程」に沿って直ちに本社3号対策本部設置の可否を総務部長よりRM委員長に進言し、RM委員長は社長に判断を仰ぎます。この場合、当該事業所は直ちに次頁の「感染拡大期以降」【第3段階】の対応を検討します。

生活上の留意事項や家庭における事前準備の再徹底

- ① 各事業所の最寄りの保健所（帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター）の所在地・窓口電話番号確認の再徹底
- ② 感染者対応班（帮助・搬送・消毒作業）の役割の再徹底
- ③ 感染者が発生した事務所の消毒作業の発注  
（初期対応が必要な場合、消毒業者の手配が困難な場合は、感染者対応班による消毒作業を実施）
- ④ 感染確認地域及び近隣地域への出張、個人旅行の禁止
- ⑤ 通勤時の感染防止対策（マイカー・タクシー・借上バスの活用、時差通勤、マスク着用）
- ⑥ 勤務時の感染防止対策
  - ・ 不急の集会・会議・研修・社内行事の中止・延期
  - ・ 出張規制とリモート会議の活用
  - ・ 食堂・休憩所等共用スペースの時間差利用・閉鎖
  - ・ 直接の面談が避けられない場合の面談時間の短縮、対人距離（2M以上）確保
  - ・ 接客時のマスク着用
  - ・ 1日1回、職場内の接触頻度が高いと思われる部位（机・ドアノブ・スイッチ等）の消毒、実施時間の記録・表示
- ⑦ 出社前検温の実施による有症者の早期把握
- ⑧ 受付や警備員など不特定多数の人と接する従業員者のマスクの着用
- ⑨ 感染者、濃厚接触者※hの待機期間及びその間の処遇に関する取り決めの徹底
- ⑩ 来社制限の推進※i
- ⑪ 事務所閉鎖時のセキュリティ対応

【濃厚接触者の定義】※h

- ① 世帯内接触者：症例と同一住所に居住する者。  
（同一住所に複数の者が居住する場合は、共用エリアの利用状況等も考慮する）
  - ② 搬送担当者：患者の処置、搬送等に個人防護具の装着なしに直接携わった搬送担当者。
  - ③ 汚染物質への接触者：患者由来の体液、排泄物などに、防護具の装着なしで接触した者。
  - ④ 手で触れることができる、会話することが可能な距離で、必要な感染対策なしで患者と接触した者。
- \*上記定義（例）は、今後のWHOや厚生労働省等の見解や情報等に基づいて修正される場合がある。

【来社制限、入門・入館管理】※ i

感染拡大状況を踏まえ、遅延なく対策レベルを引き上げます。

① 来社自粛要請

② 事前登録制の実施

以下の事項に該当する場合は入館できない旨登録時に確認・徹底

- ・過去5日間に感染確認地域に滞在していた場合
  - ・過去5日間に発熱や咳など健康状態に異常が見られた場合
  - ・本人または同居の家族が海外出張、海外旅行にいき、帰国から5日間が未経過の場合
- \*感染症の種類によって潜伏期間が異なる為、個々の状況に応じて適切な期間を設定する。

③来社原則禁止

4. 国内感染期【第3段階】

(1) 在宅勤務体制への移行

各地域における「在宅勤務体制」への移行は、現地事業所長が判断し本社3号対策本部へ報告します。但し、全国的な感染拡大が懸念される場合は、本社3号対策本部が全国的な在宅勤務体制への移行を検討します。

(2) 緊急事態宣言発動時の対応について

本社3号対策本部は内容を確認の上、追加で実施すべき対策指針を検討し、発信します。但し、在宅勤務体制下で職場内集団感染が発生し、要出社要員の多くが欠勤した場合は、安全最優先で需要に見合った供給能力を維持する最低水準まで事業規模の縮小を検討します。

(3) 新型インフルエンザワクチンの接種について

(ア) 特定接種の対象者

RM事務局からの連絡に従い、各班は、第2節1(2)で予め接種の登録を受けた「要出社要員」及びその「代替要員」に対し、接種の最終同意を確認し、定められた医療機関で新型インフルエンザワクチン※ jの接種を行います。各班は接種終了者をリスト化し、人事班に報告することとします。なお、供給を受けたワクチン数が予め登録した数よりも少ない場合は、以下の優先順位を基本に対策本部で検討し、対象者を決定します。

- 第1位 : 油槽所・入出荷業務従事者
- 第2位 : 製油所運転業務従事者
- 第3位 : その他業務従事者

(イ) 特定接種対象外の社員

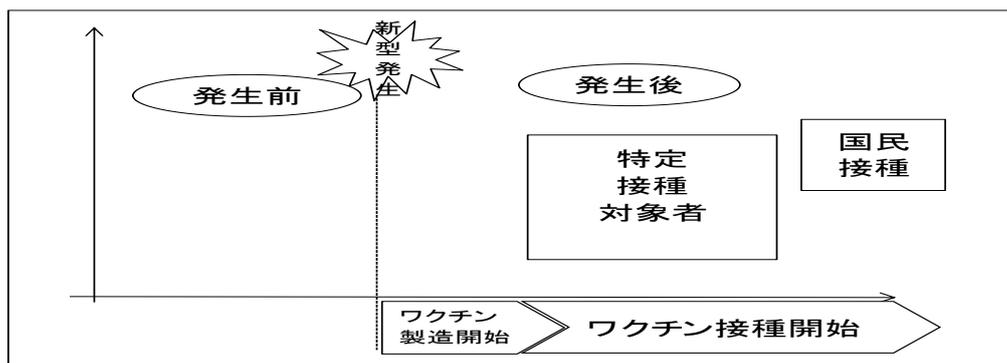
全国民を対象とした国民接種の準備が整い次第、自治体の指定する保険所・保険センター、学校、医療機関等において接種します。

政府によって職域での接種などが行われる場合は、規模が大きな事業所を中心に検討、登録し、希望者へ接種を推奨します。

※ j 新型インフルエンザワクチン

	内容	備考
ウイルス株	新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持ったウイルスを基に製造されるワクチン	※プレパンデミックワクチン 新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等に変異する可能性の高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
接種準備開始時期	海外発生期以降	
効果	症状の軽減、重症化の防止などに一定程度の効果がある。	※プレパンデミックワクチン 症状軽減、重症化防止にある程度の効果を持つ可能性があるとしていたが、ウイルスの変異を正確に予想できないため、効果を過信することはできない。
対象者	全国民 ※特定接種は全国民に優先し対象を限定し接種される。	【特定接種の登録事業者】 A 1～2：医療分野 B 1～5：国民生活国民経済安定分野 ※当該業務に「従事する者」 ※石油卸売・精製業はB-4 燃料小売業はB-5と優先順位が低い
供給及び接種体制	厚労省がパンデミックワクチン製造中にウイルスの性質に基づき接種対象者順位を決定（特定接種対象者を優先する）	
接種方法・場所	各種医療機関による集団接種もしくは、企業内診療所における接種	特定接種は予め登録した医療機関で接種

【ワクチン接種のイメージ】



5. 小康期【第4段階】

- ・感染状況や日本国政府の動向を踏まえ、本社3号対策本部の発信に従い、在宅勤務体制や国内出張・海外渡航の緩急を実施します。
- ・国内感染期への再突入時に備え、需要に応じた供給体制を検討し、感染段階の変化に備えます。

- ・感染予防策、感染拡大防止策は継続的に推進し、感染者が発生しないように努めます。

### 第3節 部門別行動計画書

各班は、行動計画書作成にあたり、以下の項目を反映します。

#### 1. 製造技術班における対策

##### (1) 未発生期

- ア. 製油所における感染防止対策の推進方法
- イ. 構内の継続業務の一部を担う協力会社のBCP作成支援
- ウ. 継続業務推進要員の選定と変更管理
- エ. 要出社要員及び、代替要員に対する特定接種登録制度の説明、登録の周知と、接種とその役割についての基本同意の取り付け、RM事務局、人事班への結果報告。

##### (2) 国内発生早期以降

- ア. 製品生産計画の変更
- イ. 欠員対応（直勤務体制の組み直し等）
- ウ. 特定接種対象者の接種状況報告
- エ. 操業停止時の対応
- オ. 代替供給の対応
- カ. 操業再開の為の対応
- キ. 感染者が発生した場合の広報対応
- ク. SDM計画の変更・実行する上での感染対策の検討
- ケ. SDMを実施する場合、関係者（行政や地域住民等）への事前説明及び意向確認

#### 2. 燃料油班における対策

##### (1) 未発生期

- ア. 協力会社、関係会社の感染防止策の徹底
- イ. 優先供給先の確認
- ウ. 継続業務推進要員の選定と変更管理
- エ. 要出社要員及び、代替要員に対する特定接種登録制度の説明、登録の周知と、接種とその役割についての基本同意の取り付け。RM事務局、人事班への結果報告。

##### (2) 国内発生早期以降

- ア. 受注・配車業務継続体制の構築
- イ. SSの営業継続対策
- ウ. 石油会社間の協力体制を構築すべき項目として、以下の内容を反映する。
  - (ア) 石油製品生産計画の変更
  - (イ) 操業停止等に伴う相互供給支援

(ウ) 優先供給先の確認

エ. 石油製品のサプライチェーン構成企業と連携を強化すべき項目として、以下の内容を反映する。

(ア) 関係会社・協力会社の事業継続計画

(イ) サプライチェーンの維持

(ウ) サプライチェーン構成企業との取り決め事項

オ. 特定接種対象者の接種状況報告

カ. 感染者が発生した場合の広報対応

### 3. 潤滑油班における対策

#### (1) 未発生期

ア. 協力会社、関係会社の感染防止策の徹底

イ. 優先供給先の確認

#### (2) 国内発生早期以降

ア. 受注・配車業務継続体制の構築

イ. 感染者が発生した場合の広報対応

### 4. 化学班における対策

#### (1) 未発生期

ア. 協力会社、関係会社の感染防止策の徹底

イ. 優先供給先の確認

#### (2) 国内発生早期以降

ア. 相互支援体制の構築

他社への要請・他社からの要請があった場合等の供給維持策

イ. 受注・配車業務継続体制の構築

ウ. 感染者が発生した場合の広報対応

### 5. 間接支援部門における対策

各間接部門は、主に以下の項目に関し対策を検討し、「行動計画（間接部門共通）」としてとりまとめます。

#### (1) 総務班

ア. 未発生期

① 防疫関連用品の維持管理

イ. 海外発生期

① 海外帰国者の入居先の手配

#### ウ. 国内発生早期以降

- ① 継続業務推進要員の通勤手段確保
- ② 感染者が発生した事務所の消毒作業の発注  
(初期対応が必要な場合、消毒業者の手配が困難な場合は、感染者対応班による消毒作業を実施)
- ③ 法規への対応確認
- ④ 救援・緊急物資の受け払いなど

#### (2) 人事班

##### ア. 未発生期、海外発生期

- ① 一般の季節性インフルエンザワクチンの予防接種奨励
- ② 海外駐在員（ハイリスク者）の抽出とRM事務局への報告
- ③ ハイリスク者の感染国・地域への出張規制の支援
- ④ ハイリスク者を考慮した継続業務推進要員の選定支援
- ⑤ 各対策班が単独で代替要員を確保できなかった場合の候補者リスト化の支援
- ⑥ 特定接種を受ける為の医療機関の選定・契約

##### イ. 国内発生早期以降

- ① 継続業務推進要員（要出社要員）の重点継続業務における欠員状況を踏まえた要員配置
- ② 在宅勤務期間中の処遇決定と周知在宅勤務期間中の従業員及び家族の安否確認
- ③ 本人ないし家族が感染した際の自宅待機基準とその間の処遇
- ④ 事務所で体調不具合者が出た場合の対応
- ⑤ 給与支払いの維持（システムの二重化、一括支給など）
- ⑥ 特定接種の接種状況把握と対策本部への報告
- ⑦ 継続業務推進要員（要出社要員）へのハードシブ手当の支給判断と対象者への手続き案内
- ⑧ 時差通勤の導入など勤務形態の見直し
- ⑨ 新たな対策、対策の見直しに対する産業医の所見確認
- ⑩ 就業規則等、関係規程類の適用可否検討
- ⑪ 職域接種制度への登録検討と従業員の接種推奨
- ⑫ 国民接種の開始時期確認 など

#### (3) 経理財務班

##### ア. 未発生期、海外発生期

当座資金の確保

##### イ. 国内発生早期以降

- ① 支払い業務、資金繰り業務の維持（システムの二重化、出入金伝票起票の欠員

対応方法等)

② 国内感染期の決算対応の決定

③ I R活動の開示 など

(4) 情報システム班

ア. 未発生期、海外発生期

① 在宅勤務体制に応じたシステム環境の変更と維持管理体制の検討

② 在宅勤務システムの登録状況の把握 (対象者の ID 登録)

イ. 国内発生早期以降

① 情報システム機能の維持 (継続業務推進要員、システム維持要員の欠員対応等)

② 在宅勤務システムの維持

(5) 広報班

国内発生早期以降の対応

① 情報の一元化

② 国内感染期の広報活動

マスクミ対応、HP掲載、社内広報等

(6) 渉外班

国内発生早期以降の対応

① 経済産業省、石油連盟等との折衝・連絡等

6. RM事務局における対策

(1) 未発生期

① 啓発活動・教育訓練の推進

② 防疫用品の備蓄

③ 特定接種の登録、変更登録

④ 海外事業所における行動計画策定支援

⑤ B C P文書の作成・維持管理

(2) 海外発生期

① 海外発生時の情報収集、渡航規制

② 海外事業所における追加対策、行動計画実行支援

(3) 国内発生早期以降

① 対策本部運営及び、間接支援部門の各班連携支援

② 特定接種実施時における社内調整業務

③ 対策本部信の発信による出社率などの勤務統制の実行

③ 感染状況・政府対策本部指針を受けた業務上の各種規制の啓蒙。

④ 感染状況・政府対策本部の状況をもとにした3号対策本部解散の進言検討

#### 第4節 訓練の実施

「部門別行動計画」に基づいて作成した実行具体策やマニュアルを踏まえ、各対策班は、「新型インフルエンザ等対応訓練」を1回/年の頻度で実施し、国内感染期における対応力の維持・向上に繋がります。

#### 付 則

1. 承認者        この計画書の制定及び改廃は、総務部長の承認によって行う。
  
2. 責任者        この計画書の制定及び改廃手続きについては、リスクマネジメント課がその責めを負う。
  
3. 実施日        この計画書は、2021年 9月 3日から実施する。
  
4. 制定・改定年月日  
                  制定 2010年 5月12日  
                  改定 2011年 7月20日  
                  改定 2014年 5月26日  
                  改定 2016年12月16日  
                  改定 2021年 1月15日  
                  改定 2021年 9月 3日